

令和7年度市民税府民税の申告の手引き

池田市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
今年も、この手引きをよくお読みのうえ、申告期限までにご申告ください。

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

◎申告が必要な方

令和7年1月1日現在、池田市に居住し、以下に該当する方は申告が必要です。

- ① 営業等、農業、不動産、配当などの所得があった方 ※各種所得の詳細は内面をご覧ください。
- ② 給与収入があった場合で、次に該当する方
・給与収入以外に、上記①の各種所得があった方 ※各種所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方 ※勤務先に提出状況をご確認ください。
・源泉徴収票に記載されていない控除など(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)を受ける方
- ③ 公的年金等を受給されている場合で、次に該当する方
・公的年金等の収入以外に、上記①の各種所得があった方 ※各種所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
・源泉徴収票に記載されていない控除など(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など)を受ける方
注) 公的年金等の収入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告が不要です。ただし、公的年金等から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受ける場合は、確定(還付)申告が必要です。
- ④ 収入がなかった場合でも、次に該当する方
・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて、市・府民税の申告が必要とされている方
・(非)課税証明書、所得証明書が必要となる方等

◎申告が不要な方

- ① 税務署等で所得税の確定申告書を提出された方、または提出する予定の方
- ② 給与収入のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方 ※勤務先に提出状況をご確認ください。

◎申告に必要なもの

- ① 申告が必要な方のいずれかの本人確認書類
 - 個人番号カード(マイナンバーカード)
 - 番号確認書類 及び 身元確認書類
番号確認書類：通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続がとられているもの)、住民票の写し(個人番号記載のもの)、住民票記載事項証明書(個人番号記載のもの)
身元確認書類：運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、給与や公的年金等の源泉徴収票、年金手帳等の内、いずれか1つ
※代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類(同居の家族でない場合は委任状必要)
- ② 令和6年中の収入や必要経費などがわかるもの(給与や公的年金等の源泉徴収票、収支計算書など)
- ③ 各種控除に必要な領収書、証明書など(令和6年中に支払ったもの) ※詳細は内面をご覧ください。
- ④ 国外居住の扶養親族等がいる場合は、親族関係書類及び送金関係書類(外国語で作成されている場合には翻訳文も添付) ※状況により、その他必要書類を提示いただく場合があります。
注) 医療費控除については、医療費の明細書(詳細は内面をご覧ください。)を作成し添付してください。
注) 年金から天引き(特別徴収)された社会保険料はその年金受給者の社会保険料控除になるため、配偶者やその他の親族の年金から天引きされた社会保険料は申告できません。

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

※ 地方税法等の改正について

この手引きは作成時の地方税法等にもとづいて作成されています。地方税法等の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

「事業税に関する事項」欄の書き方

- (1) 「非課税所得など」
事業所得のうち、社会保険診療報酬や林業、鉱物掘採業などから生じる所得。
事業所得又は不動産所得のうち、個人事業税の課税対象事業に該当しないものから生じる所得。
- (2) 「損益通算の特例適用前の不動産所得」
土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額。
- (3) 「事業用資産の譲渡損失など」
事業税が課税される事業に使用した機械装置や車両運搬具などの事業用資産を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失。
事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や、事業用資産等の損失。

一 市・府民税の税額計算一

◎所得割の税率・均等割額

	市民税	府民税	森林環境税(国税)
税率	6%	4%	-
均等割	3,000円	1,300円*1	1,000円*2

*1 令和9年度まで大阪府森林環境税として300円が加算されます。
*2 令和6年度より導入。均等割と併せて賦課徴収されます。
※分離課税の譲渡所得等には別の税率が適用されます。

◎所得割額の計算方法

課税される所得金額*1×税率－調整控除額*2＝所得割額

*1 総所得金額－所得控除の合計(千円未満切捨て)
*2 所得税から住民税への税源移譲に伴う調整措置です。

「非課税限度額の計算方法」

☆均等割の非課税 合計所得金額≤35万円×(本人+扶養人数)+21万円+10万円
☆所得割の非課税 総所得金額等≤35万円×(本人+扶養人数)+32万円+10万円
但し、扶養が無い場合は、21万円、32万円を加算しない。
障害者、未成年者、ひとり親、寡婦は合計所得が135万円以下であれば非課税になります。

◎調整控除額の計算方法

・課税される所得金額が200万円以下の時
人的控除の差*の合計と課税所得金額の小さい方
・課税される所得金額が200万円を超える時
5万円と、人的控除の差の合計から課税所得金額のうち200万円を超える分を引いた額の大きい方
×(市)3% (府)2%
※人的控除の差…所得税と市・府民税の扶養控除・障害者控除等の差額
具体的な金額は内面右下をご覧ください。

記入例による市・府民税の計算方法(前ページの池田太郎氏の場合)

(単位：円)

区分	計算法	算出額
総所得金額 ㊦	給与200,000 雑2,650,018 (給与所得 給与収入額 給与控除 所得金額調整控除 / 雑所得 公的年金収入金額 公的年金控除) 200,000 = 850,000 - 550,000 - 100,000 / 2,650,018 = 3,900,024 × 0.75 - 275,000	2,850,018
社会保険料控除	(国民健康保険料等) (国民年金保険料) (介護保険料) 410,000 + 70,000 + 30,068 = 510,068	510,068
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除	新制度 一般分(支払保険料) 60,000 = 28,000 } 適用限度 28,000 旧制度 一般分(支払保険料) 15,000 = 15,000 } 旧制度 個人年金分(支払保険料) 11,500 = 11,500 介護医療分(支払保険料) 60,000 = 28,000	67,500
地震保険料控除	(支払保険料) 3,800 × 0.5 = 1,900	1,900
寡婦・ひとり親控除		
勤労学生控除		
障害者控除	子(二郎) 身体4級	260,000
配偶者控除	妻(花子)	330,000
配偶者特別控除		
扶養控除	子(一郎) 特定扶養 450,000 子(二郎) 一般の扶養 330,000	780,000
基礎控除		430,000
雑損控除		
医療費控除	(差額負担額) 145,000 - 100,000 = 45,000	45,000
計 ①		2,424,468
課税される所得金額	㊦ - ① *千円未満切捨て	425,000

区分	計算法	市民税	府民税
算出所得割	課税される所得金額 425,000 × (市) 6% (府) 4%	25,500	17,000
調整控除	所得税と住民税の人的控除の差額 340,000 × (市) 3% (府) 2%	10,200	6,800
配当控除	配当所得 × (市) 1.6% (利益の配当等で課税される所得金額1千万円以下の場合) (府) 1.2%		
寄附金控除	住民税控除対象寄附金 - 2,000…寄附金控除対象額…① 特例控除分：① × (90% - 所得税の限界税率* × 1.021) …② ※(住民税の課税される所得金額) - (人的控除額の差の合計額)を基準 (②の額は住民税所得割額の2割が限度) 基本控除分：① × 10% …③ 住民税の控除額 = ② + ③ (内訳は(市)3/5 (府)2/5) 都道府県、市町村以外への寄附金(ふるさと寄附金以外)には、特例控除分の加算はありません。		
税額控除後の算出所得割額		㊦ 15,300	㊦ 10,200
配当割・株式等譲渡所得割控除	上場株式の配当・源泉徴収口座内保管株式の譲渡益から特別徴収された地方税 × (市) 3/5 (府) 2/5	㊦	㊦
均等割(森林環境税含む)	(市) 3,000 (府) 1,300 / (森林環境税) 1,000	㊦	5,300
年税額	* (㊦ - ㊦) + * (㊦ - ㊦) + ㊦ *百円未満切捨て		30,800

㊦ - ㊦、㊦ - ㊦で赤字が出る場合、年税額へ充当又は委託納付し、なお引ききれない額は還付されます。

申告書の記載方法などわかりにくいことがありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

池田市役所総務部課税課

市役所2階⑩番窓口 TEL 752-1111 内線274～276

申告書の書き方及び記載例

令和7年度市・府民税申告書の記載にあたっては、右の記載例をよくお読みの上、令和6年中の収入、所得や各種保険料の支払額等をご記入ください。また、申告が必要な方、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の個人番号を必ずご記入ください。

=所得金額=

営業等の所得	卸売業、小売業、飲食業、サービス業及び医師、弁護士、マッサージ師、茶・華道などの師匠、音楽個人教授、集金人、各種の外交員などの自由業などから生ずる所得です。 必要経費……収入を得るために要した商品原価、水道光熱費、修繕費、地代などの経費。所得のうちから支払う生活費、居住用家賃、所得税、住民税などは含まれません。
農業所得	農産物の生産などから生ずる所得です。
不動産所得	貸家、貸事務所、アパート、駐車場などから生ずる所得です。 必要経費……修繕費、火災保険料、固定資産税、減価償却費などの経費
※帳簿書類必要	※平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になりました。

利子所得	公社債・定期預金・勤務先預金の利子、公社債投資信託・貸付信託の収益の分配などの所得で源泉徴収税額を差し引く前の金額です。但し、国内源泉分離課税分については申告の必要はありません。
------	---

配当所得	株式配当、剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託等以外）の収益の分配などの所得で源泉・特別徴収税額を差し引く前の金額です。 (税計算上において、一定の算式による配当控除が受けられます。) ◎但し、上場株式等の配当は、予め収入から5%が配当割として徴収されているので、原則として申告の必要はありません。 ※申告される場合、特別徴収税額の方の資料を必ずご持参ください。
------	---

給与所得	給料、賞与、賃金などの所得です。 ①日給等の方は、申告書の裏面にて計算し年収を算定してください。 ②源泉徴収票のある方は、その写しを添付してください。
------	---

◎給与所得金額の算定		
給与等の収入金額	給与所得の金額	
以上	未満	給与等の収入金額 - 550,000円
1,619,000円	1,620,000円	1,069,000円
1,620,000円	1,622,000円	1,070,000円
1,622,000円	1,624,000円	1,072,000円
1,624,000円	1,628,000円	1,074,000円
1,628,000円	1,800,000円	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てる A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円	3,600,000円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	6,600,000円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	8,500,000円	給与等の収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円	—	給与等の収入金額 - 1,950,000円

◎所得金額調整控除について
※1 給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)~(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く
①特別障害者に該当する(3)特別障害者である同一生計配偶者である
②22歳以下の扶養親族を有する(4)特別障害者である扶養親族を有する
◆所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1
なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円
※2 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引く
◆所得金額調整控除 = (給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円
なお、給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合、計算上使用する給与所得及び公的年金等雑所得はそれぞれ10万円
給与収入欄の「区分」欄には※1に該当する場合は「1」を、※2に該当する場合は「2」を、※1と※2の両方に該当する場合は「3」を記入して下さい。
◎特定支出控除の適用を申請される方は、申し出てください。

雑所得	原稿料、講演料、年金、恩給などから生ずる所得で、収入金額は源泉徴収税額を差し引く前の金額です。 年金、恩給等の公的年金等にかかる雑所得の金額は、次の算式により計算します。
-----	--

◎公的年金等雑所得額の算定（小数点以下四捨五入）				
受給者の年齢	公的年金等雑所得の金額			
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	
65歳以上	330万円未満 収入金額 - 1,100,000円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	330万円以上410万円未満 収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円	
	410万円以上770万円未満 収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円	
	770万円以上1,000万円未満 収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	
	1,000万円以上 収入金額 - 2,400,000円	収入金額 - 2,300,000円	収入金額 - 2,200,000円	
65歳未満	130万円未満 収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円	
	130万円以上410万円未満 収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円	
	410万円以上770万円未満 収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円	
	770万円以上1,000万円未満 収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円	
	1,000万円以上 収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	

総合譲渡所得	土地・建物、株式等以外の資産の譲渡により生ずる所得です。 収入金額……前年中に得ることが確定した金額（未取金も含む） 必要経費……取得価格、設備費、改良費、その他譲渡に関する経費 ※土地建物等の譲渡に係る所得は分離課税の対象となります。
--------	---

一時所得	生命保険契約の満期金、競馬の払戻金などによる所得です。 収入金額……前年中に得ることが確定した金額（現物収入含む） 必要経費……収入を得るために支払った経費
------	--

専従者控除	営業等、農業、不動産の各所得の中で、生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が前年中に6ヶ月を超えない期間、事業に従事している場合、配偶者は86万円、その他の親族は1人につき50万円を限度として、事業専従者への給与を必要経費に算入できます。ただし、配偶者控除（配偶者特別控除を含む）、扶養控除との重複はできません。
-------	--

令和7年度市・府民税申告書

池田市長
令和7年 3月 1日

住所 (住居) (仮住居) 池田市城南△丁目△-△
現住所 同上
フリガナ 池田 太郎
氏名 池田 太郎
代理人氏名 続柄

個人番号 123456789012 生年月日 明(大) 令(大) 37年 1月 1日
電話番号(自宅) xxx-xxxx
勤務先 所在地 池田市城南1丁目1-1 □源泉徴収票の通り
名称 池田市役所 電話番号 752-1111

収入がない方は生計の実態について以下よりチェックしてください
□(扶養者氏名) (続柄) □大学・専門学校で学業に専念 □預貯金にて生活
□遺族年金・障害年金・失業手当を受給 □病欠療養中
□その他()

社会保険の種類	支払保険料	小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	支払掛金
国民健康保険等	410,000円			
国民年金	70,000円			
介護保険	30,068円			
合計	510,068円			
新生命保険料の計	60,000円	地震保険料の計	3,800円	
旧生命保険料の計	15,000円	旧長期損害保険料の計		
新個人年金保険料の計				
旧個人年金保険料の計	11,500円			
介護医療保険料の計	60,000円			

社会保険の種類	控除額	扶養控除	16歳未満の扶養親族
配偶者控除		配偶者の合計所得	
配偶者特別控除			
扶養控除			
障害者控除			
基礎控除			
雑損控除			
合計	2,424,468円		

医療費控除	295,000円	基礎控除	145,000円
-------	----------	------	----------

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受益人とする生命保険契約等の保険料(配当金のある場合は差し引いた額)や、個人年金保険料などを支払った場合。なお、個人年金保険料の場合、受益人が申告者又は配偶者のいずれかのものに限る。また、生命保険料控除の金額は、保険の種類ごとに以下の算式により計算した金額を合算した金額です。(上限7,000円)
①平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」という)についての算定 [一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除]
②平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」という)についての算定 [一般生命保険料控除・個人年金保険料控除]

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等 × 0.5 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等 × 0.25 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

◎新契約と旧契約の双方に加入している場合
・旧契約の支払保険料が42,000円超の場合：②の計算方法で算出した控除額(上限35,000円)
・旧契約の支払保険料が42,000円以下の場合：①および②の計算方法で算出した控除額の合算額(上限28,000円)

社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになった国民健康保険料や国民年金の保険料及び介護保険料など(但し、配偶者等の天引き分は除く)を支払った場合 控除額=支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき掛金や心身障害者扶養共済の掛金等を支払った場合 控除額=支払った掛金の全額

=所得控除=

配偶者控除	①「同一生計配偶者」：生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人です。 ②「控除対象配偶者」：①のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。 ③「老人控除対象配偶者」：②のうち、70歳以上(昭和30年1月1日以前生)の配偶者です。 ※配偶者控除が適用されるのは②③の場合です。配偶者控除を適用できない場合は、「同一生計配偶者チェック」欄にチェックマーク「✓」を記入してください。		
あなたの合計所得金額			
～900万円	900万円～950万円	950万円～1,000万円	
控除対象配偶者	33万円	22万円	
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の人で生計を一にする配偶者の合計所得が133万円以下である場合は、あなたの所得とその配偶者の所得に応じ、次の表より控除します。 ※控除対象配偶者に該当する場合は配偶者特別控除の適用はありません。		
あなたの合計所得金額			
配偶者の合計所得金額	～900万円	900万円～950万円	950万円～1,000万円
48万円～100万円	33万円	22万円	11万円
100万円～105万円	31万円	21万円	
105万円～110万円	26万円	18万円	9万円
110万円～115万円	21万円	14万円	7万円
115万円～120万円	16万円	11万円	6万円
120万円～125万円	11万円	8万円	4万円
125万円～130万円	6万円	4万円	2万円
130万円～133万円	3万円	2万円	1万円

扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人です。 (別居の控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は裏面に氏名・住所をお書きください。)
控除額	①一般の扶養親族 16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満(昭和30年1月2日～平成14年1月1日又は平成18年1月2日～平成21年1月1日生) 33万円 ②特定扶養親族 19歳以上23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日生) 45万円 老人扶養親族 70歳以上(昭和30年1月1日以前生) ③同居老親等以外の者 38万円 ④同居老親等 45万円

16歳未満の扶養親族	控除はありませんが、障害・ひとり親・寡婦・非課税限度額等の計算方法において扶養人数として含むことができます。 ※平成21年1月2日以後生
------------	---

障害者控除	26万円(各種手帳や認定書等必要) 障害者手帳(身体・知的・精神)等をもっている人又は障害者控除を受けるための認定書をもっている要介護認定を受けた人です。障害者手帳や認定書などを添付の上、等級を記入してください。 ※特別障害者控除…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級などをお持ちの場合など 30万円 ※同居特別障害者控除…特別障害者で、かつあなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている場合など 53万円
-------	--

ひとり親控除	30万円 その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合 ※住民票に未届の夫(妻)の記載がないこと
--------	--

寡婦控除	26万円 1. 夫と離婚または死別(生死不明を含む)した後、再婚していない人で子以外の扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合 2. 夫と死別(生死不明を含む)した後、再婚していない人で合計所得金額が500万円以下の場合 ※住民票に未届の夫(妻)の記載がないこと
------	---

勤労学生控除	26万円(証明書等必要) 学生、生徒等で合計所得金額が75万円以下で、かつその内自己の勤労による所得(給与所得等)以外の所得の合計額が10万円以下の場合
--------	---

基礎控除		合計所得金額	基礎控除
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0万円

=人的控除の差の一覧=

人的控除の種類	納税義務者本人の合計所得金額	人的控除の差	人的控除の種類	人的控除の差	
配偶者控除	一般	900万円以下 5万円 900万円超950万円以下 4万円 950万円超1,000万円以下 2万円	扶養控除	基礎控除 5万円 一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親等 13万円 一般の障害 1万円 特別障害 10万円 同居特別障害 22万円	
	老人(70歳以上)	900万円以下 10万円 900万円超950万円以下 6万円 950万円超1,000万円以下 3万円		障害者控除	寡婦控除 1万円 ひとり親控除 1万円 母 5万円 勤労学生控除 1万円
		48万円超50万円未満 5万円 50万円以上55万円未満 3万円			
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		48万円超50万円未満 5万円 50万円以上55万円未満 3万円	
		900万円以下 5万円 900万円超950万円以下 4万円 950万円超1,000万円以下 2万円			
		900万円以下 5万円 900万円超950万円以下 4万円 950万円超1,000万円以下 2万円			

・令和3年度以降納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円超の場合、住民税と所得税の所得控除額に差があっても調整控除の算出の対象にはなりません。

雑損控除(証明書必要)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合 控除額=差引損失額-(所得の合計額×10%) ※災害関連支出が5万円を超える場合は別途の計算となります。
-------------	---

※寄附金税額控除の計算式については、裏面の記入例による市・府民税の計算方法をお読みください。

収入がない方は、該当項目にチェックを入れてください。